

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	性 別
□法人	法人所在地	〒 ー			
	(フリガナ)				
	法 人 名 所				
	役 員	陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください）。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「商業・法人登記簿の登記事項証明書（現在事項全部証明書）」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 5 自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

国税徴収法基本通達第99条の2関係

（自己の計算において入札等をさせようとする者）

- 4 法第99条の2第2号の「自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者」とは、公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう。

例えば、当初から公売不動産を取得する目的で第三者に公売不動産を取得するための資金を提供し、当該第三者がその資金を提供した者のために入札等をした場合におけるその資金を提供した者は、自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者に該当する。